

産業廃棄物処理計画書

令和7年4月14日

広島市長 殿

提出者

住所 広島県広島市南区的場町1-7-10

氏名 飛島建設株式会社 中国支店

支店長 松本 博幸

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-262-0282

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 事業場の名称  | 飛島建設株式会社中国支店       |
| 事業場の所在地 | 広島県広島市南区的場町1-7-10  |
| 計画期間    | 令和7年4月1日～令和8年3月31日 |

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

|                 |   |
|-----------------|---|
| ①事業の種類          | 建設業・一般土木建築工事業 【0611】  |
| ②事業の規模          | ・建設設計、土木建築工事施工<br>(中国支店の担当区域：広島県・岡山県・山口県・島根県・鳥取県)<br>・前年度完成工事高 38.5 億円 (中国) |
| ③従業員数           | 30名 (中国支店/令和7年4月1日現在)   |
| ④産業廃棄物の一連の処理の工程 | 別添1 処理工程図のとおり   |

別紙1  
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状・前年度(令和6年度)実績量  
計画・今年度(令和7年度)計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

| 産業廃棄物の種類              | 排出抑制に関する事項 |        | 自ら行う再生利用に関する事項   |    | 自ら行う中間処理に関する事項  |    |                      |    | 自ら行う埋立処分等に関する事項          |    | 処理委託に関する事項 |        |                 |        |              |       |                |    |                            |    |
|-----------------------|------------|--------|------------------|----|-----------------|----|----------------------|----|--------------------------|----|------------|--------|-----------------|--------|--------------|-------|----------------|----|----------------------------|----|
|                       | 排出量        |        | 自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 |    | 自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 |    | 自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 |    | 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 |    | 全処理委託量     |        | 優良認定処理業者への処理委託量 |        | 再生利用者への処理委託量 |       | 認定熱回収業者への処理委託量 |    | 認定熱回収業者以外の処理委託を行う業者への処理委託量 |    |
|                       | 現状         | 計画     | 現状               | 計画 | 現状              | 計画 | 現状                   | 計画 | 現状                       | 計画 | 現状         | 計画     | 現状              | 計画     | 現状           | 計画    | 現状             | 計画 | 現状                         | 計画 |
| 燃え殻                   |            |        |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    |            |        |                 |        |              |       |                |    |                            |    |
| 汚泥                    | 1286.1     | 1157.5 |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    | 1286.1     | 1157.5 | 1286.1          | 1157.5 | 0            | 0     |                |    |                            |    |
| 廃油                    |            |        |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    |            |        |                 |        |              |       |                |    |                            |    |
| 廃酸                    |            |        |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    |            |        |                 |        |              |       |                |    |                            |    |
| 廃アルカリ                 |            |        |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    |            |        |                 |        |              |       |                |    |                            |    |
| 廃プラスチック類              | 15.6       | 14.0   |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    | 15.6       | 14.0   | 0.0             | 0.0    | 15.6         | 14.0  |                |    |                            |    |
| 紙くず                   | 5.0        | 4.5    |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    | 5.0        | 4.5    |                 |        | 5.0          | 4.5   |                |    |                            |    |
| 木くず                   | 17.1       | 15.4   |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    | 17.1       | 15.4   | 0.0             | 0.0    | 17.1         | 15.4  |                |    |                            |    |
| 繊維くず                  |            |        |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    |            |        |                 |        |              |       |                |    |                            |    |
| 動植物性残さ                |            |        |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    |            |        |                 |        |              |       |                |    |                            |    |
| 動物系固形不燃物              |            |        |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    |            |        |                 |        |              |       |                |    |                            |    |
| ゴムくず                  |            |        |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    |            |        |                 |        |              |       |                |    |                            |    |
| 金属くず                  | 13.9       | 12.5   |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    | 13.9       | 12.5   | 0.0             | 0.0    | 13.9         | 12.5  |                |    |                            |    |
| ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | 14.0       | 12.6   |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    | 14.0       | 12.6   | 0.0             | 0.0    | 14.0         | 12.6  |                |    |                            |    |
| 紙さい                   |            |        |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    |            |        |                 |        |              |       |                |    |                            |    |
| がれき類                  | 295.7      | 266.1  |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    | 295.7      | 266.1  | 0.0             | 0.0    | 295.7        | 266.1 |                |    |                            |    |
| 動物のふん尿                |            |        |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    |            |        |                 |        |              |       |                |    |                            |    |
| 動物の死体                 |            |        |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    |            |        |                 |        |              |       |                |    |                            |    |
| ばいじん                  |            |        |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    |            |        |                 |        |              |       |                |    |                            |    |
| 建設混合廃棄物               | 30.9       | 27.8   |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    | 30.9       | 27.8   | 0.0             | 0.0    | 30.9         | 27.8  |                |    |                            |    |
|                       |            |        |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    |            |        |                 |        |              |       |                |    |                            |    |
|                       |            |        |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    |            |        |                 |        |              |       |                |    |                            |    |
|                       |            |        |                  |    |                 |    |                      |    |                          |    |            |        |                 |        |              |       |                |    |                            |    |
| 合計                    | 1678.3     | 1510.4 | 0                | 0  | 0               | 0  | 0                    | 0  | 0                        | 0  | 1678.3     | 1510.4 | 1286.1          | 1157.5 | 392.2        | 352.9 | 0              | 0  | 0                          | 0  |

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

別添2 管理体制図のとおり

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

|                              |  |
|------------------------------|--|
| <p>①現状<br/>(これまでに実施した取組)</p> | <p>基本的事項<br/>①産業廃棄物の処理については適正処理を確保するため、関連する法令、条例等を遵守し行政等による環境施策に協力する。<br/>②リサイクル材料の購入や余剰のないような材料購入等に努め、材料搬入段階からリデュースを心掛ける。<br/>③発生した建設副産物に関しては、作業所内でのリサイクル利用等を検討し、搬出量を低減させる努力をする。<br/>④作業所より廃棄物(特別管理型の産業廃棄物以外)を搬出する場合は、中間処理業者に処理を委託し、最終処分される量を低減する。<br/>⑤廃棄物の管理については、委託する業者の能力を事前に確認し、マニフェストにより適正に管理する。<br/>⑥土木・建築部で年度計画(ISO14001)を策定し、産業廃棄物の処理についての数値目標を設定して管理する。<br/>廃棄物の処理の現状<br/>受注工事の種類・規模により、発生する産業廃棄物の種類・量ともに変化するので、産業廃棄物の品目別の数値による管理が困難であり、削減率で管理している。</p> |
| <p>②計画<br/>(今後実施する予定の取組)</p> | <p>産業廃棄物の排出抑制に関する数値目標を下記「産業廃棄物の分別に関する事項②計画」のとおりを設定している。環境マネジメントシステムを確立し維持しており、必要な場合は見直しを実施し、継続的に改善を図っていく。</p>  |

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

|   |   |
|---|---|
| <p>①現状<br/>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>     | <p>建設リサイクル法により対象建設工事では分別解体等及び再資源化等を実施しているが、それ以外の工事では現場内の集積スペースが確保できないことやミニコンテナによる収集運搬が出来る業者が少ないなどで、混合廃棄物で排出している場合もある。今後も継続して分別解体・分別排出を推進する。</p> |
| <p>②計画<br/>(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> | <p>建設廃棄物の減量化目標の実施項目に今後も継続して混合廃棄物の排出削減を取り上げて調査し、削減意識をより高めていく。<br/>目標値を次のように設定し活動する。<br/>建設廃棄物の減量化について今年も昨年度からの取組を継続する。</p>                       |

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

|                              |             |
|------------------------------|-------------|
| <p>①現状<br/>(これまでに実施した取組)</p> | <p>該当なし</p> |
| <p>②計画<br/>(今後実施する予定の取組)</p> | <p>該当なし</p> |

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

|                              |             |
|------------------------------|-------------|
| <p>①現状<br/>(これまでに実施した取組)</p> | <p>該当なし</p> |
| <p>②計画<br/>(今後実施する予定の取組)</p> | <p>該当なし</p> |

## 6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

|                              |             |
|------------------------------|-------------|
| <p>①現状<br/>(これまでに実施した取組)</p> | <p>該当なし</p> |
| <p>②計画<br/>(今後実施する予定の取組)</p> | <p>該当なし</p> |

## 7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

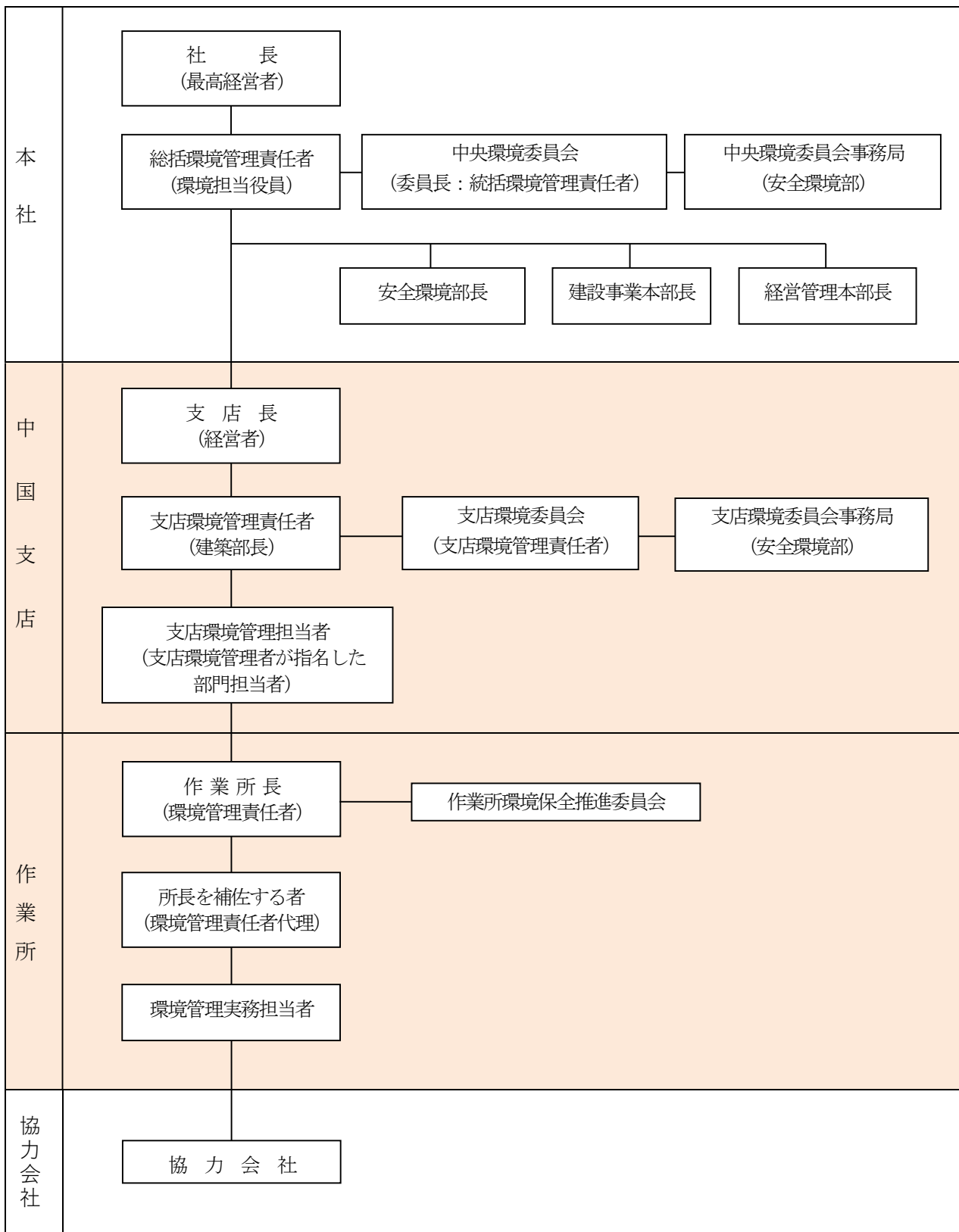
|                              |   |
|------------------------------|---|
| <p>①現状<br/>(これまでに実施した取組)</p> | <p>産業廃棄物の中間処理(再生利用を除く)に関する事項<br/>         中間処理に関しては、特別管理産業廃棄物等の一部例外を除き、廃棄物の処分にあたっては中間処理業者と委託契約し、直接最終処分場に搬出しないことを原則としている。今後は最終処分量の提言をさらに推進するため行政が定める優良認定適合業者や、リサイクル率の高い中間処理業者との委託契約を進めていく。<br/>         産業廃棄物の最終処分に関する事項<br/>         上記産業廃棄物の中間処理(再生利用を除く)に関する事項に記載の通り、直接最終処分場に搬出しないことを原則としている。直接最終処分場に搬出しなければならない廃棄物に関しては、その性状・取り扱い等を事前に確認した上で適正に処理している。</p> |
| <p>②計画<br/>(今後実施する予定の取組)</p> | <p>現状(これまでに実施した取組)について継続して実施する。</p>   |

## 別添1 処理工程図

- ①事業場から排出される廃棄物は全て委託処理している。
- ②処理委託業者の選定は下記の基準に従っている。
  - ・当社での実績の有無（過去にトラブルなく適正処理しているか）
  - ・同業他社での実績（他社でも委託しているか）
  - ・地元他での風評（与信・経営者等）
  - ・各県又は市の産廃協会に加入しているか
  - ・発注者の指定あるのか

(別添2) 管理体制

(1) 管理組織図



## (2) 管理組織における役割

### ◆ 本社

#### 総括環境管理責任者（環境保全担当役員）

- 1) 環境管理基本計画の策定
- 2) 環境保全教育計画の策定
- 3) 環境保全推進委員会の運営
- 4) その他環境管理に関し必要な事項の推進

#### 環境管理者（本社：安全環境部長、建設事業本部長、経営管理本部長）

- 1) 総括環境管理者を補佐し、環境保全に関する事項を管理させる。
- 2) 環境保全に関する事項について、関係部署との調整を図るとともに、環境管理担当者を指揮して、次の事項を管理する。
  - a) 環境管理基本計画の推進
  - b) 環境保全教育計画の実施
  - c) 法令並びに環境関係諸規程及び基準の指示徹底
  - d) その他環境保全確保に必要な事項の推進

### ◆ 中国支店

#### 支店総括環境管理者（支店長）

- 1) 支店環境管理者を指揮して、次の事項を総括管理する。
  - a) 支店の環境管理計画の策定
  - b) 支店の環境保全教育実施計画の策定
  - c) 支店の環境保全推進委員会の運営
  - d) その他環境保全確保に必要な事項の推進

#### 支店環境管理責任者（支店：建築部長）

- 1) 支店総括環境管理者を補佐し、支店の環境保全に関する事項を管理させる。
- 2) 環境保全に関する事項について、関係部署との調整を図るとともに、支店環境管理担当者を指揮して、次の事項を管理する。
  - a) 支店の環境管理計画の推進
  - b) 作業所環境管理総点検・評価の実施
  - c) 法令並びに環境関係諸規程及び基準の指示徹底
  - d) 環境保全教育の実施
  - e) 協力会社の環境保全に関する指導
  - f) 産業廃棄物処理施設技術管理者の選任
  - g) 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任
  - h) その他環境保全確保に必要な事項の推進

#### 支店環境管理担当者

- 1) 支店環境管理者を補佐し、支店の環境保全に関する技術的事項について、具体的な管理をする。

- 2) 支店環境管理担当者は、以下の技術的事項について具体的な管理を行う。
  - a) 支店の環境管理計画の推進
  - b) 作業所環境管理総点検・評価の実施
  - c) 法令並びに環境関係諸規程及び基準の指示徹底
  - d) 環境保全教育の実施
  - e) 協力会社の環境保全に関する指導
  - f) 産業廃棄物処理施設技術管理者の選任
  - g) 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任
  - h) その他環境保全確保に必要な事項の推進
- 3) 支店環境管理担当者は、その業務の実施について関係部署との連絡調整を行うと共に、作業所の環境管理責任者を指導する。

#### ◆ 作業所

##### 環境管理責任者（作業所長）

- 1) 作業所の環境保全に関する事項を管理する。
- 2) 環境管理責任者は、環境保全に関する次の事項を管理する。
  - a) 環境保全に関する方針の立案と推進
  - b) 作業所の環境保全委員会の運営

##### 環境管理責任者代理（作業所主任）

- 1) 環境管理責任者を補佐し、作業所の環境保全に関する事項を管理する。
- 2) 環境管理責任者代理は、作業所に勤務する従業員で作業所の長を補佐するに適した者のうちから選任し環境保全に関する次の事項を管理する。
  - a) 環境保全に関する活動計画の策定
  - b) 環境保全及び産業廃棄物処理実施の指示
  - c) 産業廃棄物作業所管理帳票類の整備

##### 環境管理実務担当者

- 1) 作業所の環境保全に関する事項を管理する。
- 2) 環境管理実務担当者は、環境保全に関する次の事項を管理する。
  - a) 産業廃棄物処理計画、処理実績の作成、報告
  - b) 産業廃棄物処理状況の確認
  - c) 産業廃棄物処理業者の指導、監督
  - d) 騒音・振動・水質他の点検及び諸手続き
  - e) 沿道家屋、道路(公道)、交通の対応

##### 産業廃棄物処理責任者

- 1) 産業廃棄物処理施設を設置する場合、産業廃棄物処理責任者を配置し、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるための措置を講ずるものとする。
- 2) 産業廃棄物処理責任者は、産業廃棄物処理施設技術管理者の上位者で、作業所に常駐できる者の

うちから選任し、都道府県知事に報告しなければならない。

#### 産業廃棄物処理施設技術管理者

- 1) 産業廃棄物処理施設を設置する場合、産業廃棄物処理施設技術管理者を配置し、施設の技術上の維持管理に努め、廃棄物を適正処理するための措置を講ずるものとする。
- 2) 産業廃棄物処理施設技術管理者は一定の認定講習を修了し資格を有する者で、作業所に常駐できる者のうちから選任し、都道府県知事に報告しなければならない。

#### 特別管理産業廃棄物管理責任者

- 1) 特別管理産業廃棄物を扱う場合、特別管理産業廃棄物管理責任者を配置し、廃棄物を適正処理するための措置を講ずるものとする。
- 2) 特別管理産業廃棄物管理責任者は一定の認定講習を修了し資格を有する者で、作業所に常駐できる者のうちから選任し、都道府県知事に報告しなければならない

### (3) 環境管理業務担当部署

#### 支店安全環境部

- 1) 支店安全環境部は、支店の環境管理の総括的業務に関する業務を行い、次の事項を担当する。
  - a) 支店の環境管理計画の立案と推進状況の確認
  - b) 支店の環境保全推進委員会に関する事務
  - c) 支店の環境保全教育実施計画の立案とその推進状況の把握
  - d) 作業所の環境管理計画の審査並びに指導
  - e) 法令に基づく報告、届出、資格取得等の指導
  - f) 処理業者の環境保全に関する指導
  - g) その他支店における環境管理に関する事務
- 2) 支店及び作業所の環境保全を担当する者に、情報及び知識を提供すると共に、その者が実施する環境保全活動についての助言援助を行う。

### (4) 環境管理関係会議

#### 環境保全推進委員会等

- 1) 環境保全に関する従業員の意識を高め、その意見を環境保全管理に反映させるため、本社に環境保全推進委員会、支店に支社環境保全推進委員会及び作業所に作業所環境保全委員会を設ける。

### (5) 教育・研修

定期的及び必要に応じて、管理者・実務担当者に対して、環境管理に関する事項について教育・研修を実施している。

### (6) 情報公開

当社全体の活動については、毎年「環境レポート」を作成している。また環境関連する一部の情報を当社HP上に掲載している。その他情報については、要求に応じてその都度公開については、検討する体制になっている。